

モスインテリアアートのレンタル利用規約（以下利用規約という）

株式会社カウニスアート（以下甲という）より北欧モスインテリアアート商品及び付随する商品（以下商品という）をレンタルするに際し、日本国内に居住するお客様（以下乙という）は甲が定める以下の事項に同意します。

1. 乙は利用規約に従い甲より商品をレンタルする。
2. 乙は商品を日本国内の居住場所で室内のみにて使用する。また、甲から書面で提供される使用上の注意を厳守し使用する。
3. 乙は善管注意義務を持って商品を管理し、第三者に転貸、譲渡、質入れしない。また、商品を改造、改装しない。
4. 乙の希望を聞き甲が提示するレンタルの見積りに乙が合意したときに甲と乙の間でレンタル契約（以下契約という）が成立する。
5. レンタル期間は 3 か月を単位とする。乙がレンタル期間の延長を希望する場合現行レンタル期間終了日の 15 日前（日、祝日を除く）までに甲に次のレンタル期間（3 か月単位）を通知する。また、その後も同様とする。
6. レンタル期間が延長される場合甲は現行レンタル期間最終日 7 日（日、休日除く）までに新しいレンタル料金の請求書を乙に送る。乙は現行レンタル期間終了日前に甲に新しいレンタル料金を支払う
7. 契約成立時に乙は甲に商品価格の 30%相当額を保証金として、またレンタル期間のレンタル料金を一括して支払う。レンタル料金は商品価格の 4%相当額（消費税別）を 1 か月のレンタル料金として計算される。なお、保証金には金利は付かない。
8. 甲は契約終了時に保証金を乙に返金する。但し、レンタル期間終了時に返却される商品が滅失していたまたは商品に損傷がある場合甲は甲の計算に基づく損害賠償金を差し引いた残金を乙に返金する。損害賠償金が保証金を上回る場合甲の計算に基づく不足額を乙は甲に支払う。
9. 乙が契約終了後に商品を返却しない場合乙は甲に返却が遅れた期間に相当するレンタル料金を支払う。期間は月単位とし、例えば 4 日でも 1 か月分のレンタル料金を乙は甲に支払う。
10. 甲と乙は契約期間中でも相手の事情から契約の継続が社会的通念に照らして不適切と判断された場合は相手に通知し契約を解除できる。その際に未使用期間のレンタル料金は返金される。乙が自己の理由で契約期間中に契約を解除する場合支払ったレンタル料金は返金されない。
11. 乙は商品価格と保証金及び支払い済みのレンタル料金の合計額の差額を甲に支払うことにより商品を購入することができる。

12. 乙は、契約期間中に同じ商品で違う色のものに1回につき1,000円(消費税別)を支払い交換することができる。交換は2回までで、店頭渡し、店頭回収の他、配達(別途料金)、回収(別途料金)を選ぶことができる。
13. 乙が商品を使用するとき乙に生じた損害について甲は一切責任を負わない。
14. 乙は商品の店頭渡し、店頭返却の他、配達(別途料金)、回収(別途料金)を選ぶことができる。
15. 利用規約に定めのない事項または利用規約の条項に疑義が生じたときはその都度甲と乙は双方協議の上解決する。協議で解決できない場合第一審の管轄裁判所を東京地方裁判所として紛争を解決する。

乙：

住所

氏名